# （仮称）大磯町こどもをいじめから守る条例（素案）

こどもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、未来への希望であり大切な宝です。

いじめは、こどもの尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害です。

そして、いじめは、いつでもいかなるこどもにも起こり得るものであり、被害者にも加害者にもなる可能性を秘めているため、将来にわたっていじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組みを確実に推進する必要があります。

大磯町は、こどもの命を最優先に、こどもの権利を尊重し、こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。以下同じです。）に係る基本理念を定め、大磯町（以下「町」といいます。）、学校、保護者及び町民の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に係る基本的な事項を定めることにより、こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1)　いじめ　こどもと一定の人的関係にある他のこどもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となったこどもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

(2)　学校　大磯町立の中学校等の設置に関する条例（昭和39年大磯町条例第19号）に規定する小学校、中学校及び幼稚園並びに大磯町保育所条例（昭和37年大磯町条例第３号）に規定する保育所をいいます。

(3)　町立小中学校　大磯町立の中学校等の設置に関する条例に規定する小学校及び中学校をいいます。

(4)　児童等　学校に在籍する児童又は生徒をいいます。

(5)　こども　児童等その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象と認めることが適当である者をいいます。

(6)　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいいます。

(7)　町民　町内に居住する者又は町内に勤務し、若しくは通学する者並びに町内におい

て事業活動を行う個人及び団体をいいます。

(8)　関係機関等　警察署、児童相談所、医療機関その他のこどもに対するいじめの防止等に関係する機関及び団体をいいます。

（基本理念）

第３条　いじめは、こどもの尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害です。また、どのこどももいじめの被害者にも加害者にもなる可能性を持っています。こどもたちが夢や希望を抱き、学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため、こどもに関わる全ての者がその責務と役割を自覚し、主体的な行動と相互の連携のもと、いじめの防止等に取り組みます。

（いじめの禁止等）

第４条　こどもは、いかなる理由があってもいじめを行ってはいけません。

２　こどもは、命及び心の大切さ並びに尊さを実感し、いじめを行わず、お互いを思いやり、いたわり合いながら、いじめのない明るい生活を送るよう努めます。

（町及び教育委員会の責務）

第５条　町及び大磯町教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、第３条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）に則り、いじめの防止等に関し必要な施策を講じます。

２　町及び教育委員会は、学校設置者として、学校におけるいじめの防止等に関し必要な措置を講じます。

（学校及び学校の教職員等の責務）

第６条　学校は、基本理念に則り、その学校に在籍する児童等の保護者、町民及び関係機関等と連携を図り、学校全体でいじめの防止等に組織的に取り組みます。

２　学校の教職員及び保育士は、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処します。

３　いじめの防止等に関し必要な措置を講ずる際は、いじめの背景にある外的要因等を考慮し対処します。

（保護者の責務）

第７条　保護者は、その保護するこどもがいじめを行うことのないよう、そのこどもに対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めます。

２　保護者は、その保護するこどもがいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護します。

３　保護者は、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための施策及び措置に協力するよう努めます。

（町民の役割）

第８条　町民は、基本理念に則り、地域におけるこどもの見守りや声掛け等により、こどもが安心して生活することができる環境づくりに努めます。

２　町民は、こどもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに町、学校、保護者又は関係機関等に情報を提供するよう努めます。

（いじめ防止基本方針）

第９条　教育委員会は、法第12条の規定に基づき、町のいじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」といいます。）を定めます。

２　町立小中学校は、法第13条の規定に基づき、当該学校のいじめ防止基本方針を定めます。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第10条　教育委員会は、法第14条第１項の規定に基づき、大磯町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」といいます。）を置くことができます。

２　協議会は、法第14条第１項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。

３　協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

（いじめ問題対策・調査委員会）

第11条　教育委員会は、法第14条第３項の規定に基づき、大磯町いじめ問題対策・調査委員会（以下「委員会」といいます。）を置くことができます。

２　委員会は、児童等に重大事態が発生したときは、教育委員会の諮問に応じ、調査審議します。

３　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

（いじめ問題再調査委員会）

第12条　町は、法第30条第２項の規定に基づき、大磯町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」といいます。）を置くことができます。

２　再調査委員会は、町長の諮問に応じて、法第28条第１項の規定による調査の結果について法第30条第２項に規定する調査を行います。

３　再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町規則で定めます。

（財政上の措置）

第13条　町は、こどもに対するいじめの防止等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

（相談体制の整備）

第14条　町及び教育委員会は、こどもに対するいじめの防止等のため、こども及び保護者並びに町民が相談することができる体制を整備し、これを周知します。

２　学校は、児童等に対するいじめの防止等のため、児童等の状況を把握するとともに、児童等及び保護者が相談することができる体制を整備します。

（広報及び啓発）

第15条　町及び教育委員会は、こども及び保護者並びに町民に対して、こどもに対するい

じめの防止等に関する広報及び啓発活動を行うものとし、この条例への理解が得られるよう努めます。

（個人情報の取扱い）

第16条　いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た個人の情報を他人に漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（学校以外の学校等への協力要請）

第17条　町長及び教育委員会は、学校以外の学校等の設置者又は管理者に対して、町のいじめの防止等の施策について協力を求めることができます。

（町長及び教育委員会の連携）

第18条　町長及び教育委員会は、いじめの防止等のための施策を連携して推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行います。

（委任）

第19条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定めます。

附　則

この条例は、令和●年●月●日から施行します。